

# 「部落差別の解消の推進に関する法律」が 平成28年12月16日から施行されました

## 同和問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

## 同和問題（部落差別）の解決に向けたこれまでの経緯と課題

- ・同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。
- ・しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案も発生しています。
- ・また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額な書籍を売りつけるなどの、いわゆるえせ同和行為も問題となっています。



## 法務省の人権擁護機関の取組

- ・従来から、同和問題（部落差別）の解消を重要な人権課題と捉え、啓発・広報活動等に積極的に取り組むとともに、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済・予防を図っています。特に、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています。
- ・また、全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央省庁連絡協議会」を設置し、地方においても全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為排除のための取組を行っています。

◎同和問題（部落差別）を始めとする人権問題やえせ同和行為でお困りの方は御相談ください。

・みんなの人権110番 0570-003-110

・インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

◎同和問題（部落差別）に関する参考資料

- ・「えせ同和行為対応の手引」 <http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>
- ・「人権ライブラリー」 <http://www.jinken-library.jp>

法務省・全国人権擁護委員連合会

## 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

### （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### （部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### ○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

### ○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

# 害殺4小沼見 殺人容疑で義父再逮捕

## 「やっていない」と否認

さいたま市見沼区の集合住宅で、大宮東署は9日、遼「そんなことはやっていない」宅で小学4年進藤遼佑君(9) 佐君を殺害したとして、殺人の遺体が見つかり、義父の男の疑いで、義父の無職進藤悠が死体遺棄容疑で逮捕された。介容疑者(32)を再逮捕した。

再逮捕容疑は9月17日夕方

「ろ、自宅居室内で遼佑君の首を絞めて窒息させ殺害した疑い。」

県警捜査一課によると、遼佑君は17日午後4時ごろ、小学校から帰宅。その後英会話塾に行く予定だったが来ておらず、県警が周辺の防犯カメラや目撃情報を精査したところ、敷地内から出ていく様子も確認されなかった。母親(42)は午後6時ごろ、仕事

から帰宅しており、それまでに殺害されたとみられる。

進藤容疑者は母親の再婚相手である。普通段は自宅にいて主宅に家事をしていた。17日は「自宅にいた」と供述し、遼佑君については「塾に行つた」と説明しているという。

遼佑君の遺体は翌18日午前0時40分ごろ、自宅居室内に面した空き部屋の水道や電気設備を収納するメーターボックス内で発見された。英会話塾に行く際に使用するリュックサックもあった。

県警は9月19日、遺体をメーターボックス内に遺棄したとして、死体遺棄容疑で進藤容疑者を逮捕。当初は容疑を認め、殺害もほめかしていた。

母親は県警を通じて、「大切な息子を失い、いまだ心の整理がつきません」などとコメントを出した。

## 死虐待黒目

# 養父に懲役13年

東京地裁判決

## 「感情任せ、理不尽」

東京都目黒区で2018年、船戸結愛ちゃん(当時5歳)が虐待死した事件で、保護責任者遺棄致死罪などに問われた養父・雄大被告(34)の裁判員裁判で、東京地裁は15日、懲役13年(求刑・懲役18年)の判決を言い渡した。守下実裁判長は結愛ちゃんへの虐待について、



船戸雄大被告

て、「しつけからかけ離れ、感情に任せて行われた理不尽なものだ」と述べた。判決によると、雄大被告は18年1月下旬頃から、結愛ちゃんに十分な食事を与えず、2月下旬にはシャワーで冷水をかけ、顔を拳で多数回殴る暴行を加えた。その上で、結愛ちゃん

の実母で当時の妻の優里被告(27)(保護責任者遺棄致死罪で1審は懲役8年、控訴中)と共謀。結愛ちゃんが極度に衰弱しても、医師に診せせず、3月2日に敗血症で死亡させた。雄大被告は起訴事実を大筋で認め、公判の最大の争点は刑の重さだった。検察側は論告で、児童虐待によって保護責任者遺棄致死罪に問われた被告は過去に懲役4・13年とされて

いると指摘した一方、今回の事件は比類なく悪質だとして、過去の量刑を大幅に上回る刑を求めた。弁護側は「極端に重くするのは不適切だとして、懲役9年にすべきだと反論していた。判決は、結愛ちゃんへの食事制限を「不当で苛烈だ」と指摘。暴力も常習的で執拗だったと認定した上で、「虐待の発覚を恐れるという身勝手極まりない保身の目的で医療措置を受けさせず、甚だ悪質だ」として、「過去の同種事案の中で最も重い事件だ」と位置付けた。ただ、「非道さが社会の注目を集めても、過去の量刑傾向を超える根拠は見いだせない」とした。一方、弁護側は「雄大被告が結愛ちゃんの危険を感じたのは(死亡前日の)3月1日頃だ」と主張したが、判決は、結愛ちゃんが嘔吐していたことなどから、2月27日頃には危険性を認識できたとして認定した。

判決後の記者会見には裁判員経験者ら7人が出席。経験者の男性は「自分も親なので許せない感情があった」と述べた。

た。公平な目で見るのは難しかった」と述べた上で、「過去の事例も参考にしながら評議を進めた」と説明した。経験者の女性は雄大被告に対し、「結愛ちゃんに謝罪し、忘れずにいてほしい」と述べた。



船戸結愛ちゃん

# いじめ最多54万件

## 昨年度「重大事態」27%増

全国の小・中・高校などが2018年度に認知したいじめは、前年度比12万9555件（31%）増の54万3933件と過去最多だったことが、文部科学省が17日に公表した「問題行動・不登校調査」で分かった。いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」も同1288件（27%）増の602件と最も多かった。

発表によると、学校別では小学校42万5844件（前年度比34%増）、中学校9万7704件（同22%増）、高校1万7709件（同20%増）とすべて増えた。同省では「学校が、ふざけ合いなども積極的にいじめと認知した結果だ」と肯定的に評価している。内容は多い順に「からかいや悪口」「遊ぶふりでたたかれる」「仲間外れ、無視」などと続いた。「パソコンや携帯電話での中傷」は1万6334件と06年度以降で最も多く、高校でのいじめの約2割を占めた。学校が把握した18年度の自殺者は332人（同82人増）で、9人（中学3、高

校6）はいじめを苦に自殺した。また、小・中学校の不登校は1998年度以降で最も多かった。△関連記事19面▽

10/8 埼玉

## 「瞳の景色」で住所特定か

### わいせつ容疑、北区の男逮捕

アイドル活動をする20代の女性にわいせつな行為をしたとして警視庁が逮捕した男が、被害者の住所を特定するため、会員制交流サイト（SNS）に投稿された女性の顔写真から「瞳に映った景色」として日常的に利用するSNSの思わぬリスクが浮かんできた。ある捜査幹部は「SNSでの画像や動画の投稿は、個人情報流出のリスクがあるの十分注意してほしい」と話す。

## 教諭いじめ「熱湯やかん」

### 神戸の小学校 暴言や暴力50項目訴え

神戸市立東須磨小学校の教諭4人が後輩の男性教諭にいじめを繰り返していた問題で、被害教諭が市教育委員会に訴えている暴力や嫌がらせなどのいじめ行為が約50項目に上ることが、関係者への取材でわかった。

た。激辛カレーを無理やり食べさせられたことなどのほか、新たに「熱湯の入ったやかんを顔につけられる」「首を絞められる」などの行為を訴えていることが判明した。市は来週にも弁護士などの調査チームを発足させ、事実関係の確認を進める。

市教委によると、加害教諭は30歳の男性3人と40歳の女性1人。関節技をかけられたり、熱湯の入ったやかんを顔につけられたりしたほか、首を絞められて呼吸困難になったことも複数回あった。ビール瓶を口に突っ込まれてビールを飲まされ、空瓶で頭をたたかれることもあったという。はいていたジーンズを破られたり、カバンに氷を入れられたりしたほか「お前みたいなやつ、いじつてやってんねんから感謝しろ」などの暴言も数多く浴びせられた。

関係者によると、被害教諭は、傷害や暴行容疑などでの告訴も検討している。

（略）

多くの芸能人らがファンとのコミュニケーションツールとして日常的に利用するSNSの思わぬリスクが浮かんできた。ある捜査幹部は「SNSでの画像や動画の投稿は、個人情報流出のリスクがあるの十分注意してほしい」と話す。